

福井県報

第 2495 号
平成 26 年
1 月 10 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

告 示

目 次

○社会福祉士及び介護福祉士法の規定

による登録特定行為事業者の登録（

五・長寿福祉課）……………一

○母子保健法の規定による養育医療を

担当させる機関の辞退（六・健康増

進課）……………二

○母子保健法の規定による養育医療を

担当させる機関の指定の指定（七・

同）……………三

公 告

○指定管理者の指定（文化振興課）……………三

○開発行為に関する工事の完了（都市

計画課）……………三

○土地改良区の役員の退任（福井農林

総合事務所）……………三

選挙管理委員会告示

○福井県選挙管理委員会委員長の選挙

（一）……………三

○福井県選挙管理委員会の委員長に事

故があるとき、または欠けたときそ

の職務を代理する委員の指定（二）……………三

○政治団体の設立の届出（三）……………三

○政治団体の届出事項の異動に係る届

出（四）……………四

○政治団体の解散の届出（五）……………四

監査委員告示

○監査の結果に関する報告の公表（一

）……………五

公立大学法人福井県立大学公告

○一般競争入札の実施（二件）……………七

告 示

福井県告示第5号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年
法律第30号）附則第20条第1項に規定す
る登録特定行為事業者を登録したので、同条
第2項において準用する同法第48条の8第
1項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年1月10日

福井県知事 西川 一誠

登録特定行為事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	登録年月日	実施する特定行為 業務の内容	登録特定行為 事業者登録番号
ふれあいホームさわやか虹 (訪問介護)	福井県鯖江市二丁掛町14-28	特定非営利活動法人さわやかさばえ ボランティア虹	平成25年12月26日	気管カニューレ内部の喀痰吸引	181110083

福井県告示第6号

母子保健法（昭和40年法律第141号）
第20条第1項の規定による養育医療を担当
させる機関として同条第5項の規定により指
定した医療機関から、当該医療機関を辞退す
る旨の届出があったので、次のとおり告示す
る。

平成26年1月10日

福井県知事 西川 一誠

- 名 称 全快堂薬局 丹南店
- 所在地 鯖江市三六町1-1-27
- 名 称 全快堂薬局 水落店
- 所在地 鯖江市水落町2-28-1
- 名 称 全快堂薬局 若杉店
- 所在地 福井市若杉2-1313
- 名 称 全快堂薬局 高柳店
- 所在地 福井市高柳1-811
- 名 称 全快堂薬局 中藤店
- 所在地 福井市高柳3-3205
- 名 称 全快堂薬局 下六条店
- 所在地 福井市下六条214
- 名 称 全快堂薬局 春江町店
- 所在地 坂井市春江町江留上中央11-51
- 名 称 全快堂薬局 東十郷店
- 所在地 坂井市坂井町長畑25-3-1
- 名 称 全快堂薬局 今立店
- 所在地 越前市栗田部町34-6-1
- 開設者 新潟県新潟市西区平島3丁目5-1
- 3 ヤビル1階
- 株式会社 みらい

代表取締役 栗田 武士
辞退年月日 平成25年10月31日

福井県告示第7号

母子保健法（昭和40年法律第141号）
第20条第5項の規定に基づき、同条第1項
の規定による養育医療を担当させる機関を指
定したので、次のとおり告示する。

平成26年1月10日

福井県知事 西川 一誠

名 称	全快堂薬局 水落店
所在地	鯖江市水落町2-28-1
名 称	全快堂薬局 織田店
所在地	丹生郡越前町織田102-48
名 称	全快堂薬局 丹南店
所在地	鯖江市三六町1-1-27
開設者	東京都世田谷区代沢5丁目2-1 株式会社 フレーマらいい
代表取締役	佃 敏之
指定年月日	平成25年12月4日
名 称	全快堂薬局 若杉店
所在地	福井市若杉2-1313
名 称	全快堂薬局 高柳店
所在地	福井市高柳1-811
名 称	全快堂薬局 中藤店
所在地	福井市高柳3-3205
名 称	全快堂薬局 下六条店
所在地	福井市下六条214
名 称	全快堂薬局 今立店
所在地	越前市栗田留町34-6-1
所在地	坂井市春江町江留上中央11-51
名 称	全快堂薬局 春江江町店
所在地	坂井市坂井町長畑25-3-1
名 称	全快堂薬局 東十郷店
開設者	東京都世田谷区代沢5丁目2-1 株式会社 フレーマらいい
代表取締役	佃 敏之

指定年月日 平成25年12月9日
所在地 福井市文京6丁目3-3
名 称 クスリのアオキ文京薬局
開設者 石川県白山市松本町2512
株式会社 クスリのアオキ

代表取締役 青木保外志

指定年月日 平成25年12月9日

公 告

地方自治法第244条の2第3項および福
井県立音楽堂の設置および管理に関する条例
第5条の規定により公の施設の指定管理者を
指定したので、同条例第6条第1項の規定に
より、次のとおり公示する。

平成26年1月10日

福井県知事 西川 一誠

- 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
福井県立音楽堂
 - 指定管理者となる団体の所在地および名
称
福井市今市町40号1番地1
公益財団法人福井県文化振興事業団
 - 指定の期間
平成26年4月1日から平成31年3月
31日まで
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）
第29条第1項の規定により許可した開発行
為に関する工事が完了したので、同法第36
条第3項の規定により次のとおり公告する。
- 平成26年1月10日
- 福井県知事 西川 一誠
- 開発区域または工区に含まれる地域の名
称
鯖江市北野町11字11番1
 - 開発許可を受けた者の住所および氏名

坂井市丸岡町下久米田38字33番
ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永 賢一

清水土地改良区から、土地改良法（昭和2
4年法律第195号）第18条第16項の規
定により、次の者が平成25年10月21日
に役員を退任した旨の届出があったので、同
条第17項の規定により公告する。

平成26年1月10日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 松原 拓未 福井市朝宮町11-31-1

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第1号

平成25年12月19日開催の第14回福
井県選挙管理委員会において、次の者が福井
県選挙管理委員会委員長に選挙されたので、
福井県選挙管理委員会規程（昭和29年福井
県選挙管理委員会告示第39号）第1条第3
項の規定により告示する。

平成26年1月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 北川 稔

住所 福井県福井市上北野1丁目4106番

地

氏名 北川 稔

福井県選挙管理委員会告示第2号

福井県選挙管理委員会の委員長に事故があ
るとき、または委員長が欠けたときその職務
を代理する委員に次の者が指定されたので、
福井県選挙管理委員会規程（昭和29年福井
県選挙管理委員会告示第39号）第3条第3
項の規定により告示する。

平成26年1月10日
福井県選挙管理委員会

委員長 北川 稔

住所 福井県福井市大宮6丁目10番10号
氏名 熊澤 喜八郎

福井県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194
号）第6条第1項の規定により、政治団体の
設立の届出があったので、同法第7条の2第
1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年1月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 北川 稔

(政党の支部)
(1 以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

届 出 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
平成25年 12月 4 日	自由民主党福井県郵政 政治連盟支部	清水 義巳	上田 彦哉	小浜市遠敷118－17－1

(その他の政治団体)
(国會議員関係政治団体以外の政治団体)

届 出 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
平成25年 11月25日	渡辺竜彦後援会	渡辺 竜彦	増田 敏夫	坂井市春江町江留上本 町14－1
平成25年 12月 2 日	稲田朋美地区後援会女 性部会	桶師 幸恵	寺尾 春美	福井市大手3－7－1

福井県選挙管理委員会告示第 4 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 6 年 1 月 1 0 日

福井県選挙管理委員会
委員長 北川 稔

届 出 年月日	政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容	
			新	旧
平成25年 11月15日	かごー郎後援会	代表者	籠 茂	籠 一郎
平成25年 11月19日	3 1 世紀会	名称	3 1 世紀会	3 1 世紀まで持続可能な 日本を創る会
平成25年 12月9日		主たる事務所の所在地	越前市朽飯町17－1	越前市片屋町58－11－1
	ふじの利和後援会	会計責任者	藤野 菊信	佐々木 一彦

福井県選挙管理委員会告示第 5 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 6 年 1 月 1 0 日

福井県選挙管理委員会
委員長 北川 稔

届出年月日	政治団体の名称	解散年月日
平成25年11月15日	かごー郎後援会	平成25年10月18日
平成25年11月19日	参議院議員松村龍二名田庄後援会	平成25年10月31日
平成25年12月 9 日	民主党福井県参議院選挙区第1 総支部	平成25年11月30日

監査委員告示

福井県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年1月10日

福井県監査委員	畑 孝幸
同	小寺 惣吉
同	辻岡 俊三
同	平鍋 順一

地方自治法第199条第1項（財務監査）の規定による定期監査の結果

第1 監査の概要

- 公表の対象機関
今回公表の対象とするのは、平成25年10月に定期監査を実施したもののおよび1月に書面監査を行ったもののうち、出先機関13機関である。

2 監査の重点

監査は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、次の事項に重点を置いて実施した。

- 現金の取扱いおよび郵便切手類の適正管理について
- 公有財産の管理について
- 備品の管理について
- 出納事務の内部チェック体制について

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施した。

- 対象機関13のうち、12機関については実地監査を、1機関については書面監査を実施した。

	対象機関	出先機関	計			
				実地監査	書面監査	
普通会計	知事部局	9	9	9	0	0
	教育委員会	4	4	3	1	1
	公安委員会	0	0	0	0	0
	計	13	13	12	1	1

- 実地監査については、対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象機関の関係者から説明を求めて実施した。

- 書面監査については、対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。

なお、書面監査の実施年月日は、監査委員が書面により実施した日とした。

第2 監査の結果
1 概要

対象機関に対して改善を求めた事項は53件であった。

区 分	指摘事項	指導事項
	件	件
予算関係	0	0
収入関係	1	5
支出関係	1	25
契約関係	0	8
工事関係	1	0
財産管理関係	0	9
その他	0	3
合 計	3	50

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

《指摘事項》

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

《指導事項》

- ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 部局別の実施状況

(1) 普通会計

ア 総合政策部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南振興局（若狹）	25.10.16	嶺南振興局（二州）	25.10.15

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- ・ 支出関係
負担金で支出すべき研修参加費を、旅費で支出していた。
(嶺南振興局（二州）)
- ・ 工事関係
工事請負契約において、昨年度に引続き、銀行保証内容変更契約締結前に変更契約を交わしており、保証が適用されない期間が生じていた。
(嶺南振興局（若狹）)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

(備考) 指導事項については、主な事項をまとめて後述した。

イ 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
坂井農林総合事務所	25.10.21	越前漁港事務所	25.10.25
奥越農林総合事務所	25.10.18		

(イ) 結果

a 指摘事項はなかった。

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

ウ 土木部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
奥越土木事務所	25.10.7	嶺南振興局 敦賀土木事務所	25.10.1
丹南土木事務所	25.10.28	福井港湾事務所	25.10.9

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- ・ 収入関係
証紙収納納額報告を誤り、平成24年度歳入決算額を5,000円過大に計上していた。
(嶺南振興局敦賀土木事務所)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

エ 教育委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
丹生高等学校	25.10.25	若狹高等学校	25.11.27
美方高等学校	25.10.31	嶺南東特別支援学校	25.10.31

(イ) 結果

a 指摘事項はなかった。

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

3 指導事項
指導事項の主なもの、次のとおりである。

- (1) 収入関係
- ・現金領収については、現金領収後、現金出納簿に登記することとされているが、現金領収後に測定し、発行した納付書により払い込んでいたため、現金出納簿に登記されていないものがあった。
 - ・歳入徴収事務を委託した場合、受託者に定められた期日までに徴収額を報告させるべきところ、遅れていた。
 - ・行政財産の使用許可において、使用許可条件では、使用された電気料等については、使用者から徴収することとなっているが、自動販売機の電気料について、業者から直接徴収していた。
- (2) 支出関係
- ・県外旅費や研修旅費の算定誤りによる過大支出、過少支出や、1 年分の旅費をまとめて年度末に支出するなど旅費の支払手続に不備があった。
 - ・公共料金の公共資金前渡職員口座への支払手続を誤ったため、口座引落不能となり、遅収加算金が発生していた。
 - ・二次審査入力において、支払日を誤って入力したため、支払期日到来前に支出していた。
- (3) 契約関係
- ・委託契約において、再委託の際には書面による承認を行うとされているが行っていないかった。
 - ・補助金の確定において、国の額の確定通知前に県の額の確定を行っていた。
 - ・委託契約において、契約履行実績により契約保証金を免除していたが、過去2 年間の同種同規模程度のものとなっていなかった。
 - ・委託契約において、契約保証金受領前に契約を締結していた。
 - ・総価契約の手続を執るべき賃貸借契約について、月額を単価とした単価契約の手続を行っていた。
- (4) 財産管理関係
- ・貸付とすべき土地の貸付手続において、使用許可として手続していた。
 - ・新たに取得した備品について、備品台帳を作成していないものがあった。
 - ・テレビを廃棄した際に、家電リサイクル券を受領していなかった。

公立大学法人福井県立大学公告

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第5 条の規定により次のとおり公告する。

平成26 年1 月10 日

公立大学法人福井県立大学

理事長 吉田 優一郎

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称および数量

福井県立大学看護福祉学部 カラー印刷

機貸貸借 1 台

(2) 賃借内容

入札説明書、入札仕様書 (以下「入札説明書等」という。) による。

(3) 賃借期間

平成26 年2 月1 日から平成31 年1

月31 日まで (5 年間)

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細

則第4 条に基づき定める競争参加者の資格

を有する者で、次に掲げる条件をすべて満

たすものとする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22 年政令第

16 号) 第167 条の4 に規定する者で

ないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停

止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に係る「入札確認書」を提出

し、調達物品に関する設置、保守等につ

いて、その体制が十分であり、賃借期間

にわたり迅速かつ円滑に対応することが

できると認められる者であること。

3 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を

示す場所、契約に関する事務を担当する
部局の名称および所在地ならびにこの入
札に関する問い合わせ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-

1-1

公立大学法人福井県立大学財務管理課

電話 0776-61-6000

(2) 入札説明書等の交付期間

平成26 年1 月10 日 (金) から同年

1 月20 (月) まで (日曜日、土曜日お

よび国民の休日を除く。) の9 時から1

7 時まで

4 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、入札の日時に入札の場所へ

持参して提出すること。

なお、郵便等または電報等による入札

書の提出は認めない。

(2) 入札の日時および場所

ア 日時

平成26 年1 月23 日 (木) 10 時

イ 場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4

-1-1

公立大学法人 福井県立大学

図書館棟会議室

5 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、5 年間の見

積金額を60 で除した額の105 分の1

00 に相当する額 (ただし、平成26 年

度以降の契約期間については108 分の

100) とすること。

(2) 落れ者の決定に当たっては、入札書に

記載された金額に、当該金額の100 分

の5 (ただし、平成26 年度以降の契約

期間については100 分の8) に相当す

る額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定に関する事項
この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 その他

(1) 契約額は、上記の落札金額に60を乗じた額とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 入札参加希望者に要求される事項
この入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて、資格の確認の申請をしなければならない。

(4) 入札の無効
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(5) 契約書作成の要否

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第5条の規定により次のとおり公告する。
平成26年1月10日

公立大学法人福井県立大学
理事長 吉田 優一郎

1 入札に付する事項
(1) 業務の名称
平成26年度福井県立大学福井キャンパス学生定期健康診断および肝炎・4種抗体価検査業務委託

(2) 委託内容
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 委託期間
契約締結の日から平成27年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき定める競争入札参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 過去3年間に於いて、同種同規模程度の業務を履行した実績のある者であること。

(5) 福井県内に本社、支社または営業所等を有する者であること。

3 入札説明書等の交付等に関する事項ならびに入札の日時および場所
(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を

示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先
〒910-1195
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学財務管理課
電話 0776-61-6000

(2) 入札説明書等の交付期間
平成26年1月10日（金）から同年1月20日（月）まで（日曜日および土曜日を除く。）の9時から17時まで

(3) 入札書の提出方法等
入札書は、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。

(4) 入札の日時および場所
ア 日時
平成26年1月23日（木）10時15分
イ 場所
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学附属図書館棟会議室

4 入札の方法
入札書に、各検査項目等ごとの単価を記載し、かつ検査項目等ごとの予定者数を乗じて得た金額を総計した額を記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5（ただし、平成26年度以降の契約期間については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100（ただし、平成26年度以降の契約期間については、108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定に関する事項
有効な入札を行った者のうち、すべての入札金額（単価）がそれぞれの予定価格（単価）の範囲である入札をした者で入札書記載の入札総額（各入札金額（単価）にそれぞれの子定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

6 その他

(1) 入札保証金および契約保証金
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2) 入札参加希望者に要求される事項
この入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて、資格の確認の申請をしなければならない。

(3) 入札の無効
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。